

京都市訓令甲第 6 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表次長の項第 10 号中「臨時的任用職員」の右に「(行財政局組織・人事担当局長が別に定める者に限る。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)